

遠賀町協働のまちづくり出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、町民等で構成される団体又はグループ（以下「団体等」という。）からの要請に基づき、町の職員等を講師として派遣し、町政に関する説明、専門知識を活かした講座等を行う遠賀町協働のまちづくり出前講座（以下「出前講座」という。）を実施することにより、町民等の町政への理解を深めるとともに、情報の共有及び学習機会の拡大を図り、住民参画による協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(対象)

第2条 出前講座を受講できる者は、町内に住所を有する者、勤務する者又は在学する者で構成された10人以上の団体とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(内容)

第3条 出前講座の内容は、町長が別に定める。

(開催時間及び会場等)

第4条 出前講座を受講することができる日時は、12月28日から翌年1月4日までの日を除く、午前9時から午後9時までの間で連続した120分以内とし、曜日は問わないものとする。

- 2 出前講座を開催する会場は、町内に限るものとする。
- 3 前項の会場は、出前講座を受講しようとする団体等が確保しなければならない。

(受講の申込手続)

第5条 出前講座を受講しようとする団体等の代表者（以下「代表者」という。）は、受講を希望する日の20日前までに遠賀町協働のまちづくり出前講座申込書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

- 2 代表者は、出前講座を受講するための準備及び当該出前講座の運営を行うものとする。

(決定)

第6条 町長は、前条第1項の申込みがあつたときは、出前講座の実施の可否を決定し、遠賀町協働のまちづくり出前講座決定通知書（様式第2号）により代表者に通知するものとする。

- 2 町長は、出前講座の実施を決定する場合において、必要と認めるときは、条件を付すことができる。
- 3 町長は、その開催が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座を実施しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした学習会であるとき。
- (3) 専ら批判、苦情の申出、個別相談等を目的としたものであるとき。
- (4) 出前講座の目的を著しく逸脱するものであるとき。
- (5) その他町長が不適當であると認めるとき。

(変更等の届出)

第7条 出前講座の実施の決定を受けた団体等は、当該出前講座の開催日時、会場等に変更があったとき、又は当該出前講座の受講を取り消そうとするときは、速やかに遠賀町協働のまちづくり出前講座受講(変更・取消)届(様式第3号)を町長に届け出て、その承認を受けなければならない。ただし、参加予定人数等の軽微な変更については、この限りでない。

(決定の取消し)

第8条 町長は、出前講座が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消すことができる。

- (1) 第6条第3項の各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 講師の事故その他やむを得ない理由があるとき。

2 町長は、前項の規定により出前講座の実施の決定を取り消す決定をしたときは、速やかに遠賀町協働のまちづくり出前講座取消決定通知書(様式第4号)により、代表者に通知するものとする。

(経費等)

第9条 出前講座の講師料は、無料とする。ただし、出前講座において使用する施設の借上料、原材料費、有償資料代については、出前講座を受講する団体等の負担とする。

2 町は、第6条から第8条までの規定による決定を行った場合において、これにより当該団体等が前項の費用負担等の損害を受けても、一切の責めを負わないものとする。

(報告)

第10条 代表者は、出前講座終了後、遠賀町協働のまちづくり出前講座報告書(様式第5号)を町長へ提出しなければならない。

(講師の派遣等に係る事務)

第11条 講師の派遣、団体との調整及び講座の開催に必要な資料等の準備は、出前講座を実施する担当課が行うものとする。

(庶務)

第12条 出前講座に関する庶務は、まちづくり課で処理する。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。